

多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月
多賀城市

多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 本書の目的

本書は、多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託の契約候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託場所

本市指定場所

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

(5) 提案上限額

20,020,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託契約の額は、多賀城市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加申込期日において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (3) 国税及び地方税に未納がない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

(5) 本プロポーザルへの参加申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47号の6）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていない者であること。

(6) 令和2年4月1日以降、地方公共団体から、次のアからオまでに記載する業務を元請としてそれぞれ1件以上受注し、完了した実績を有すること。

ア 教育情報基盤再構築計画策定に係るコンサルティング業務

イ 校務支援システムの再構築に係るコンサルティング業務

ウ 学校教育又は行政分野における情報化推進支援業務

エ 情報セキュリティポリシーの策定又は改定支援業務

オ ネットワーク及びシステムに係る調達支援業務

なお、「ゼロトラストネットワークの実現に係るコンサルティング業務」については、参加要件とはしないが、本プロポーザルにおける加点対象とするので、実績がある場合は、業務実績調書（様式5）に記載すること。

(7) ISMS（Information Security Management System）認証を取得していること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取扱いに関する認定制度（プライバシーマーク）を取得していること。

(9) 業務責任者は、情報処理技術者試験におけるプロジェクトマネージャー資格又はPMP（Project Management Professional）資格を取得していること。

また、上記(6)に掲げる業務のうち、3件以上の実績を有すること。（令和2年4月1日以降の実績とする。）

(10) 業務担当者は、上記(6)に掲げる業務のうち、1件以上の実績を有すること。（令和2年4月1日以降の実績とする。）

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込書類による参加資格要件の審査及び企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり。

内 容	期間等
実施要領の公表	令和7年4月22日（火）多賀城市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和7年4月25日（金）午後3時
質問への回答	令和7年5月 2日（金）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込期限	令和7年5月 9日（金）午後3時
参加資格審査結果の通知	令和7年5月15日（木）までに通知
企画提案書等提出期限	令和7年5月23日（金）午後3時

内 容	期間等
審査（選定委員会）	令和 7 年 5 月 2 9 日（木）（詳細は別途通知）
審査結果の通知	選定委員会参加者に別途通知
契約締結	令和 7 年 6 月上旬（予定）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 2 2 日（火）から同月 2 5 日（金）午後 3 時まで

(2) 受付先

「1 2 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付方法

質問書（様式 1）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

(4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和 7 年 5 月 2 日（金）までに多賀城市ホームページに掲載する。

6 参加申込受付

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 2 日（金）から同月 9 日（金）まで

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、受付期間最終日の令和 7 年 5 月 9 日（金）は午後 3 時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式 2）（代表者印を押印のこと） 1 部

イ 代表者印鑑証明書 1 部

ウ 履歴事項全部証明書 1 部

エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 1 部

※「直近 1 年分」かつ申込前 1 か月以内に発行されたものであること。支店等が本業務を受託する場合の地方税に関する証明書は、下記のとおり本店及び支店の両方について提出すること。

(ア) 本社の所在地である都道府県税及び市町村税

(イ) 支店等が受託する場合は支店等の所在地である都道府県税及び市町村税

オ 暴力団排除に係る誓約書（様式 3）（代表者印を押印のこと） 1 部

カ 会社概要調書（様式 4） 1 部

キ 業務実績調書（様式 5） 1 部

(4) 受付先

「１２ 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記(4)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。）。

(6) その他

参加申込後に参加を辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに、辞退届（任意様式）を直接又は郵送で提出すること。

7 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和7年5月16日（金）から同月23日（金）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和7年5月23日（金）は午後3時まで

(3) 提出書類

- | | |
|--|------------|
| ア 企画提案書表紙（様式6） | 正本1部、副本10部 |
| イ 企画提案書 | 正本1部、副本10部 |
| ウ 実施体制調書（様式7） | 正本1部、副本10部 |
| エ 参考見積書（様式8） | 正本1部、副本10部 |
| オ 参考見積内訳書（任意様式） | 正本1部、副本10部 |
| カ その他参考資料 | 正本1部、副本10部 |
| キ 業務実績調書に記載した実績に係る契約書及び特記仕様書の写し、業務完了報告書の写し等の書類 | 1部 |
| ク ISMS（Information Security Management System）認証の写し | 1部 |
| ケ プライバシーマーク付与認定の写し | 1部 |
| コ 業務責任者が保有する情報処理技術者試験におけるプロジェクトマネージャー資格又はPMP（Project Management Professional）資格の写し | 1部 |
- ※ 企画提案書については、別紙「多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託企画提案書作成要領」を基に作成すること。

(4) 受付先

「１２ 問合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。）。

(6) 提出書類に係る留意事項

ア 上記(3)オには、(3)エの内訳を記載すること。

イ 書類一式をファイリングして提出すること。

8 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記 3 に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、受付先、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和 7 年 5 月 15 日（木）までに応募者全員に本人の結果のみを電子メールで通知する。

(2) 選定委員会

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者 1 者を選定する。

ア 日時及び会場

令和 7 年 5 月 29 日（木）

多賀城市役所本庁舎内会議室（詳細は、別途通知）

プレゼンテーション等の順番は、本市で決定するものとする。

イ 出席者

提案者 1 者につき、本委託業務の主な担当者等を含め 3 名以内とする。

ウ 選定委員会の内容

(ア) 内容

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

・企画提案書等に基づくプレゼンテーション

・ヒアリング（質疑応答）

(イ) 時間

提案者1者につきプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは20分程度を目安とする。

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するものとし、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準（全委員の合計点の6割）を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

なお、審査基準は、別紙「多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託審査の評価基準及び配点」とする。

カ 審査結果の通知

審査の結果については、選定委員会参加者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、再度選定の機会を設けることとする。

10 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 本業務の受託者は、中立性確保の観点から、今後実施を予定している次期多賀城市教育情報基盤再構築の一連の調達に参加することはできない。
- (5) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行

わないものとする。

12 問合せ先

〒985－8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所西庁舎5階
多賀城市教育委員会事務局教育総務課教育総務係

電 話 022－368－5021

FAX 022－309－2460

電子メール kyoiku@city.tagajo.miyagi.jp

多賀城市教育情報基盤再構築計画策定及び調達支援業務委託
審査の評価基準及び配点

	審査項目	参照書類	評価基準	配点
1	業務実績	業務実績調書 (様式5)	本業務に活用できる実績について記載されているか。	10点
2	業務実施方針	企画提案書	本業務の目的・趣旨を理解した提案内容となっているか。仕様書の内容をよく理解しているか。	5点
3	業務実施体制	実施体制調書 (様式7) 企画提案書	業務を円滑に遂行できる体制を確保しているか。「誰が」「何を」するかが明確であるか。	10点
4	工程計画	企画提案書	無理のない工程計画が組まれているか。工期短縮を図る工夫が見られるか。	5点
5	基本事項	企画提案書	多賀城市学校ICT推進ワーキンググループの企画・運営の基本的な考え方は適切か。参加する教職員の負担軽減が図られるか。	10点
6	現状調査と分析	企画提案書	現状を把握するためのプロセスや手法等とその採用理由は適切か。	10点
7	再構築計画の立案	企画提案書	あるべき姿立案のプロセスやWGの協議内容、RFIの手法等は適切か。	15点
8	教育情報セキュリティポリシーの策定支援	企画提案書	教育情報セキュリティポリシーの策定に係る支援内容は十分か。実効性のある計画とするためのプロセスは適切か。	5点
9	調達支援	企画提案書	調達に係る支援内容は十分か。	5点
10	選定支援	企画提案書	選定に係る支援内容は十分か。	5点
11	業務の運営・管理	企画提案書	本業務を円滑に進めるための提案がなされているか。	5点
12	独自提案	企画提案書	独自性があり、他社に対して優位性がある内容か。	5点
13	費用	参考見積書 (様式8)	見積書の金額は適切か。	10点
	合計			100点